令和5年第2回亀岡市議会定例会6月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和57年亀岡市条例第9号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
附則	附則
<u>(施行期日)</u>	
<u>1</u> この条例は、昭和57年4月1日から施行する。	この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
<u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従</u>	
事する職員の特殊勤務手当の特例)	
2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体	<削除>
がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共	
和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに	
報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に係る業務	
に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該業務に従	
事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくは	
<u>その疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接し</u> て行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっ	
ては、4,000円)を支給する。	
<u> </u>	
	<u></u>

現 行

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定┃第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 印鑑登録証 この条例に基づき印鑑の登録を受けたことを証するも のとして、登録者に交付するカードをいう。
 - (2) キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計 算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続され た通信端末機器をいう。

(印鑑登録証明書の交付)

- 第14条 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合(キオスク端) 末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。)は、登録 者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えて市長に申 請しなければならない。
- うときは、登録証を添えることに代えて、利用者証明用電子証明書(電子 署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平

改 正 後(案)

(定義)

- めるところによる。
- (1) 印鑑登録証 この条例に基づき印鑑の登録を受けたことを証するも のとして、登録者に交付するカードをいう。
- (2) キオスク端末 地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計 算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続され た通信端末機器をいう。
- (3) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する 個人番号カードをいう。
- (4) 移動端末設備 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第12条の2第 4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。
- (5) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方 公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第 153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人 番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。
- (6) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書 公的個人認証法第35条の2 第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。

(印鑑登録証明書の交付)

- | 第14条 | 登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合(キオスク端 末により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合を除く。)は、登録 者又はその代理人は、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えて市長に申 請しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行 2 前項の規定にかかわらず、登録者本人がその意思により同項の申請を行 うときは、登録証を添えることに代えて、個人番号カード用利用者証明用 電子証明書を記録した個人番号カード

成14年法律第153号) 第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をい う。以下同じ。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を職員に提示 して、申請を行うことができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証と印鑑登録原票 ┃3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、登録証と印鑑登録原票 を照合し、必要があると認めたときは、申請を行う者が本人であることの 確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請を した者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)

第15条 登録者は、キオスク端末において、利用者証明用電子証明書が記録┃第15条 登録者は、キオスク端末において、個人番号カード用利用者証明用 された個人番号カード

を用いて、かつ、キオスク端末に利用者

証明用電子証明書の暗証番号を入力すること

により、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を 交付することができない。
 - (1) 登録証又は利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード の提示をしないとき。
 - (2) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求め られたとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

を職員に提示

して、申請を行うことができる。

を照合し、必要があると認めたときは、申請を行う者が本人であることの 確認を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請を した者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(キオスク端末による印鑑登録証明書の交付)

電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電 子証明書を記録した移動端末設備を用いて、かつ、キオスク端末に利用者 証明用電子証明書の暗証番号を入力すること又は代替となる認証機能を用 いることにより、自らの印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(印鑑登録証明書交付申請の不受理)

- | 第16条 | 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書を 交付することができない。
 - (1) 登録証又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個 人番号カードの提示をしないとき。
 - (2) 他の文書に押印したものの証明又は印鑑登録証明書の再証明を求め られたとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

附則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

現	<i>i</i> —
t:H	77
~/L	l J

(預かり保育等)

- 第4条 市長は、幼稚園において預かり保育(教育課程に係る教育時間以外 に教育委員会が定めるところにより行う教育活動をいう。以下同じ。)を 行うことができることとし、預かり保育の実施について必要な事項は、別 に教育委員会規則で定める。
- 2 預かり保育を利用する幼児の保護者は、別表に定める

- 3 (略)
- 4 幼児が2人以上ある場合の最年長者以外のものの預かり保育料は、半額とする。

別表(第4条関係)

預かり保育料

<u>区分</u>	<u>預かり保育料</u>
教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

改 正 後(案)

(預かり保育等)

- 第4条 市長は、幼稚園において預かり保育(教育課程に係る教育時間以外 に教育委員会が定めるところにより行う教育活動をいう。以下同じ。)を 行うことができることとし、預かり保育の実施について必要な事項は、別 に教育委員会規則で定める。
- 2 預かり保育を利用する幼児の保護者は、<u>幼児1人につき1時間当たり100円</u> (1日当たりの限度額は450円とし、1月当たりの限度額は4,000円とする。)の預かり保育料を納付しなければならない。ただし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の4第2号に該当する場合は、この限りでない。
- 3 (略)
- 4 同一世帯における2人目以降の預かり保育料は、無料とする。

<削除>

現 行

第1節 利用定員に関する基準

第5条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に 応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定め るものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども の区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の 小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区 分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及 び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお いて同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校 就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当 該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利 用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により 決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理 念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければなら ない。
- いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲 げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

改 正 後(案)

第1節 利用定員に関する基準

第5条 (略)

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に 応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定め るものとする。ただし、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子ども の区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の 小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
 - (1) 認定こども園 法第19条各号 に掲げる小学校就学前子どもの区 分
 - (2) 幼稚園 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - (3) 保育所 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもの区分及 び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項にお いて同じ。) は、利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校 就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当 該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利 用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により 決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理 念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければなら ない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお いて同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号 又は第3号に掲 げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給

付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にお いては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定 子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4.5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお いて同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設 の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。) の規定により市町村が行う調整及び要請 に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合 は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認 定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子 育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による 通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教 育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保 育必要量をいう。) 等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2·3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育 において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払 を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) · (2) (略)

付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にお いては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状 況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定 子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4.5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項にお いて同じ。)は、法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設 の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読 み替えて適用する場合を含む。) の規定により市町村が行う調整及び要請 に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合 は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認 定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子 育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による 通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども の該当する法第19条各号 に掲げる小学校就学前子どもの区分、教 育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保 育必要量をいう。) 等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2·3 (略)

において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払 を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) · (2) (略)

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
 - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5.6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 (略)

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ (ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円
 - (4) 法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4) において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
 - イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5 · 6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 (略)

- (1) · (2) (略)
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25 条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育 内容に関する事項をいう。)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生 省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 厚生労働大臣が定める指針
- 2 (略)

(運営規程)

に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学 期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育 の提供を行わない日
- $(5)\sim(11)$ (略)

(特別利用保育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項 第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合 には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設 を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定めら れた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総 数を超えないものとする。

- (1) · (2) (略)
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25 条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他 の教育内容に関する事項をいう。)
- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生 省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について 内閣総理大臣が定める指針
- (略)

(運営規程)

- 第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項|第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなけ ればならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含 む。以下この号において同じ。) 及び時間並びに特定教育・保育の提供 を行わない日

(5)~(11) (略)

(特別利用保育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項 第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設 を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定めら れた法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総 数を超えないものとする。

|3||特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合 ||3| には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型 給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教 育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同 じ。) | とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している 施設に限る。以下この項において同じ。) | と、「同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は 同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは 「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の 額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるの は「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けるものを除く。)」 と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1 項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合 には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設 を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定めら れた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総 数を超えないものとする。
- |3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合┃3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合 には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型 給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を

特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合 には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型 給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同 じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を 除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教 育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同 じ。) | とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している 施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は 同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは 「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の 額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるの は「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けるものを除く。)」 と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。) が法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1 項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号 に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設 を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定めら れた法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総 数を超えないものとする。
- には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型 給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を

除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準

第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする、)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満た

除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号</u>又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準

第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする、)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満た

ない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定 めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 · 4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項

ない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 · 4 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項

- の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給 付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費 をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節 (第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで(第 11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条 までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合に おいて、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げ る小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特 定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。) | とあ るのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提 供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第 1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど もを含む。) | と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同 項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づ き、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が 高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ う、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該 特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その 他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」 とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象とな る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。) | と、同条第 2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項 中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは 「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供 (第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、 同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
- の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給 付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費 をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節 (第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで(第 11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条 までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合に おいて、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号 る小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは 「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 認定子ども (第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場 合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含 む。) | と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保 育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと 認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型 保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方 法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは 「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条 第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。) 」と、同条第2項中「法 第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」 とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、 「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第14条第4項第3 号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」と、同条第5項中「前 各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第53条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給 付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定 を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保 護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対 象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係 る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲 げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第 3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項 中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域 型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳 以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子 どもをいう。)に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第53条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供 する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給 付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定 を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保 護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対 象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係 る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲 げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第 3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項 中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域 型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳 以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子 どもをいう。)に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」とする。

現 行

改正後(案)

(保育料)

- 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30 条第2項各号に規定する教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定 する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の所得 の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・ 保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零
 - ア 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども
 - イ 法<u>第19条第1項第2号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)
 - (2) 法<u>第19条第1項第3号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもを含む。)に係る教育・保育給付認定保護者 子 ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」とい う。)第4条第2項(令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2 項において準用する場合を含む。)、令第13条第1項及び第14条に定め る額を限度として規則で定める額

2 (略)

(保育料)

- 第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30 条第2項各号に規定する教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定 する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)の属する世帯の所得 の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、次の各号に掲げる教育・ 保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)のうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 零
 - ア 法第19条第1号 に該当する教育・保育給付認定子ども
 - イ 法<u>第19条第2号</u> に該当する教育・保育給付認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)
 - (2) 法<u>第19条第3号</u> に該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもを含む。)に係る教育・保育給付認定保護者 子 ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」とい う。)第4条第2項(令第5条第2項、第9条、第11条第2項及び第12条第2 項において準用する場合を含む。)、令第13条第1項及び第14条に定め る額を限度として規則で定める額

2 (略)

亀岡市立認定こども園条例(令和元年亀岡市条例第53号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
(入園の資格)	(入園の資格)
第5条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに	第5条 認定こども園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに
該当する子どもとする。	該当する子どもとする。
(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第1項第1号</u> に	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第19条第1号</u> に
規定する小学校就学前子ども	規定する小学校就学前子ども
(2) 子ども・子育て支援法 <u>第19条第1項第2号</u> に規定する小学校就学前子	(2) 子ども・子育て支援法 <u>第19条第2号</u> に規定する小学校就学前子
ども	ども
(3) 子ども・子育て支援法 <u>第19条第1項第3号</u> に規定する小学校就学前子	(3) 子ども・子育て支援法 <u>第19条第3号</u> に規定する小学校就学前子
ども	ども

亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第22号)新旧対照表

現 行	改正後(案)
(保育の内容)	(保育の内容)
第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針 に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況 等に応じた保育を提供しなければならない。	第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針 に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況 等に応じた保育を提供しなければならない。

現 行

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における 需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利 便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事 項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平 成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画 (以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に必要となる事項を協議 するため、亀岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置 する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 網形成計画の作成及び実施に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (庶務)

第7条 交通会議の庶務は、まちづくり推進部において行う。

改 正 後(案)

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における 需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利 便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事 項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平 成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下 「交通計画」という。) の作成及び実施に必要となる事項を協議 するため、亀岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置 する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 交通計画 の作成及び実施に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (事務局)

第7条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局をまちづくり推進部に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第8条 交通会議に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- <u>3 監査委員は、交通会議の出納を監査し、監査の結果を会長に報告しなけ</u>ればならない。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項 は、会長が別に定める。

その他)	(委任)	
──── 栓 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営等に関し必要な事 、 <u>市長</u> が別に定める。	項 第10条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営等に関し必要な事項 は、会長が別に定める。	
TIPEN MITCHEST SO	<u>附</u> 則	
	この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。	